

第5回 三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議 事項書

令和 3年12月10日

601 特別委員会室

1 三重県議会議員の政治倫理に関する条例の課題について

2 その他

<配付資料>

資料1 政治倫理条例の論点に対する意見（各会派意見まとめ）

資料2 今後の事務作業の流れについて

区分	論点	新政みえ	自由民主党	草莽	公明党	日本共産党	草の根運動いが
前文	<p>・文言の追加 ①「人権意識」を追加</p> <p>・文言の修正 ②「県民」→「主権者たる県民」 ※ただし、複数ある該当箇所については、法的観点から整理する</p> <p>③「厳しい倫理意識」 →「崇高な倫理意識」</p>	<p>①△ 倫理とは何か、という確認が必要。倫理は法では裁けない世の中のあるべき姿、道理という意味が含まれており、人権意識等もその中に含まれるという考え方により、加筆する必要はない。ただし、絶対反対という考え方ではないことから、「△」としている。</p> <p>②○ 加筆する。 ③○ 修正する。</p>	<p>①× 前文に書き加える必要は感じない。</p> <p>②△ 「主権者たる」を付けることによって、有権者ではない県民を対象から除くことにならないか。</p> <p>③× 自ら「崇高」という言葉を使うのは違和感を覚える。</p>	<p>②○ 「主権者たる」を加筆すべき</p>	<p>①良 ②良 ③良</p>	<p>①○ ②○ ③○</p>	<p>①○ ②○ ③○</p>
目的 (1条)	<p>文言の修正 「県民」→「主権者たる県民」 ※ただし、前文の修正とともに、法的観点から整理する</p>	<p>○ ただし、県民という言葉は、条例中に多く見られるので、前文に書きこむことですべての「県民」という言葉にかかるという理解でよいのではないか。</p>	<p>△</p>	<p>○ 「主権者たる」を加筆すべき。ただし、前文と一括で修正してはどうかという議論について検討することは可能。</p>	<p>前文で提示するのであれば、この条文の修正は不要ではないか。</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
責務 (2条)	<p>規定の追加 ①不正な影響力行使の禁止(3条とは別に、常に問題意識を持つという趣旨で)</p> <p>②辞職後の議員を政治倫理審査会へ招致できる</p>	<p>①△ 第3条に含まれていると考えられるので、追加の必要なし。</p> <p>②○△ 追加する。 個人への制裁ではなく、政治倫理の向上がそもそもの目的なので、議会としての在り様を示しつつ議会全体の意識向上を図り、県民への説明責任を果たすために、辞職後であっても招致できるようにしておくべき。感情論的な部分では、そこまで必要かという意見もあるが否定するものではない。</p>	<p>①△ 絶対に反対と言うほどではないが、入れるなら文言の修正は必要。不正な影響力の行使とは具体的にどのようなことか、曖昧なままでは良くない。また、こうすべきという行動規範を示している2条の中に、禁止規定はそぐわない。 (例:「自らの影響の大きさを考慮しなければならぬ」など)</p> <p>②× 辞職した時点で結論が出ているので、辞職後まで政倫審で糾弾すべきではない。今後の議会の在り方を検討するための参考人として呼ぶのであれば、政倫審とは別の場所でも良いのではないか。</p>		<p>①良</p> <p>②犯罪を犯した場合など、制度上可能かも含め慎重に判断していく 招致の是非について、場合分けをして整理すべき</p>	<p>①○ 具体的に定めた3条の規準とは別に、意識として持つことが大事</p> <p>②○ 「できる」規定として定めることは必要</p>	<p>①○ 2条ではこういう行動をしなければならないという規範を示し、3条では審査の対象となる具体的な規準を示すことで、住み分けはできているので、これを明記しても問題はない。</p> <p>②○ 「できる」規定として、招致すればよいし、一方、辞職議員には断る権利もあると思うので、このまま規定しておいて良いと思われる。</p>
	<p>説明責任の明確化 政治倫理条例とは別に、説明責任の明確化を確認すること(当選時にこの条例を遵守する宣誓を行うことを想定)。 かつ、この議論を当会議で行うについてはどうか。</p>		<p>△ 当選の時に議員としての自覚はあるべきなので、この条例を周知することは必要だが、宣誓までは求めなくて良いのではないか。</p>		<p>(被審査議員を対象に)宣誓は必要と考える。但し、反した場合の措置も同時に検討。</p>	<p>○(被審査議員を対象として) 当選時に宣誓を行うことについても、2条3項により説明責任を負うことは明らか</p>	
政治倫理規準 (3条)	<p>禁止すべき新たな規準を明記 ①人権侵害、名誉棄損及び差別的行為</p> <p>②SNS等の情報発信(議員本人が扇動した第三者の行為を含む)</p> <p>③法令とは別に、県の補助を受けている団体の報酬を伴う役職に就くことをこの条例で禁ずること</p>	<p>①○ ①②とも書きこみは必要である。</p> <p>②○ 崇高な倫理意識を求めているので、当然倫理基準として必要な内容である、SNS等については条例制定後のことであり、社会においても問題が多いことから不可欠である。</p> <p>③△ 広範な議論が必要であり、すぐに結論を出すのは難しい。 資産公開において報酬等についてチェックは可能か。</p>	<p>①△ 人権侵害という文言の不明確さもあるので、例えば、現在検討されている差別解消を目指す条例など、他の条例(理念条例も含む)の規定に反することを規準にしてはどうか。</p> <p>②× 行為レベルの規準の中に手段の話が入るのはバランスが悪い。逐条解説で対応すべき。</p> <p>③× 法令の規定どおりで良い。</p>		<p>①良</p> <p>②良</p> <p>③良 ただし、法律上禁止されていないことまで、この条例で禁止するかどうかについては、もっと情報を集めてから議論すべき</p>	<p>①○ ②○ ③○ 例えば、議員が自治会長に就き、自治会長として活動費の補助金を受け取る場合を想定</p>	<p>①○ ②○ ③△ 補助割合にもよるのではないかと補助割合の多い外郭団体に議員が報酬を受ける役職に就くと、補助金のチェックという議員本来の役割にも矛盾が生じる</p>

区分	論点	新政みえ	自由民主党	草莽	公明党	日本共産党	草の根運動いが
審査の請求 (4条)	請求の要件 ①議員定数の12分の1(現行どおり) (参考)地方自治法112条2項:議員の議案提出の要件は1/12 ②議員定数の8分の1 (参考)地方自治法135条2項:懲罰動議の発議の要件は1/8	①○ 請求要件は現行のままでよい。特に変える理由はない。 ②× 上記により、採用しない。	①○ ②×	①反対するものではないが、12分の1である根拠を明確にすべき	②8分の1が適当と考えます 結果的に審査会が設置されなかったとしても、請求が出された段階で公表されることを勧告すれば、より厳格な基準を設定するのが適当と考える。	①○ ②×	①○ ②×
	県民による請求 自治法による直接請求権のように県民による審査請求を規定する 【補足】前文で「主権者たる県民」に文言修正する考え方と関連	△ 必要性は理解するが、書きこみはしない。 県民による請求の妥当性が問われることも想定され、細かいルールが必要と考えられる。議員は住民の代表であり、この条例によって自浄作用をもって議会として対応する。 × 実行するためにかかる費用や事務負担を考えると現実的ではない。				主権者たる県民の厳粛な信託により成り立っている議員の立場を鑑みると、県民による審査請求も認める方向で考える 但し、その場合の基準については別途協議が必要	○ 県民が請求できる形は必要。細かいことについては、これから議論していく。
審査会の設置 (5条)	設置の要件 ①議会運営委員会に諮る(現行どおり) ②議員定数の1/3以上かつ2会派以上の賛成	①○ 議会運営委員会は公開で行われ、恣意的な審議はなされないものであることから、現行通り議会運営委員会で諮ることにより。 調査を誰がするのか、を明らかにする必要がある。 ②× 上記の理由により、採用しない。	①○ ②×	①○ 委員の配分については、比例按分により各会派で調整	①委員構成により判断が片寄る場合があることが危惧されます 設置有無の最終決定機関としては如何かと思えます ②数字はともかく、全議員を設置判断の対象とすべき	①× ↓ ②○ 全議員で判断すべき	①× ②○
	外部委員(有識者) 外部委員の是非(是の場合に以下) ①必要がある時は有識者の意見等を聴取する(現行どおり) ②必ず有識者の意見等を聴取する ③外部委員として有識者を任命する	外部委員採用を是とする。 ①× 必要があるときではなく、委員として位置付ける。恣意的な意見を防ぎ、専門的な意見を議論に取り入れるるためにも役割として審査会に位置付けをする。同時に外部委員が果たす役割を明らかにすべき。複数の意見が聴ける形がベター。 ②○ 上記に同じ ③○ 上記に同じ	①○ これまで審査会が設置された実績がないため、現行の規定を変える必要性が実感しづらい。審査会を実施した経験を踏まえて議論すれば良いのでは。 ②× ③△ 被審査議員が、外部委員として有識者1名を推薦できる。	①現行どおり 有識者を招致することができる現行の規定をあえて変更する必要はないと考えている	①良 外部有識者の意見を聞くことは重要ではあるが、必要のない場合も可能性としてはあり得る。 ただ、外部有識者が入る場合は、複数の人に入ってもらうのも重要。	①× ↓ ②○ ③○ 外部委員は必須。複数入ることも。	①× ②○ ③○ 議会の中だけで恣意的に物事を決めることを防ぐ意味でも、外部の視点は大事
審査会の運営 (6条)	審査会の公開 原則公開とし、必要があれば非公開	○ 公開する。 ただし、非公開も理由により可とする。	○	○ 非公開とする場合は審査会で判断	良 ただし、公平性の担保のため、外部委員の名前まで公表するかは要検討	○(当事者の意見を確認)	○
	重要な勧告(措置) ①現行の「辞職勧告」と「役職辞任」以外の列挙をするかどうか かつ、明確に列挙するかどうか ②現在の対応である代表者会議での陳謝などをどのように整理していくか。	①○ 列挙する。 ②× この条例に則って審査会で諮られる場合は、全員協議会における謝罪が妥当であり、代表者会議における陳謝はこの条例内では扱わないこととはどうか。	①○ 明確に列挙すべき。どこまで書くかは別途議論する。 ②× 代表者会議での謝罪は、政治倫理審査会の設置に至らない場合。	①現行どおり 変更することを強く反対するものではないが、まずは全議員に現行規定を周知徹底することが重要と考える。	①条例内に全てを列挙する必要はないと考えますが、審査会で議論する際の基準として、措置の種類は何かの形で明確に整理公表すべき ②措置の種類を協議する中で整理する	①明確に記述しておく ②代表者会議での陳謝は、事がおこった時の対応の一つとして自発的なものとしてはありえるが、審査会設置以前のもので、審査会を経ての措置とは別ものである	①○ あらかじめ具体的に列挙した方がよい ②代表者会議は議員の政治倫理に関して協議する場ではない
	被審査議員を弁護する者の参画 弁護者の要否	△ 弁護者の選任は被審査委員に任せる。 審査会委員の中で任命することは、公平性、客観性の面から適切でない。	○ 審査会で弁護士が被審査議員と同等の発言権が認められる制度が必要。また、被審査議員が個人で弁護士を呼ぶ場合、費用負担の問題がある。	被審査議員が外部の人を任命	要検討 本人が行うべき説明責任をきちんと果たす、果たされる制度であることが最も大切だと思う	要とする 被審査議員が参考人あるいは証人の出席を求める道は作っておくべき	×(△) (弁護士等の助言を自ら求めることを含め)自らの責任で説明責任を果たす
措置 (10条)	代表者会議との関係 現在の対応である代表者会議での陳謝などをどのように整理していくか。(再掲)						
委任 (11条)	逐条解説の作成	あった方がよい	必要だが、逐条解説の効力(第三者対抗力があるわけではない)については留意すべき。	必要 他に解釈の余地の無いよう、具体的に定めておくことが重要	改正後の条例、条文から必要性を判断する	必要	必要

今後の事務作業の流れについて

【作成するもの】

①検討結果報告書

- ② {
- ・ 条例改正案
 - ・ (要綱)
 - ・ 逐条解説

【報告から条例改正までの流れ】

- 1 政治倫理プロジェクト会議 → 議会改革推進会議役員会 ①を報告
- 2 場合によっては、
議会改革推進会議役員会 → 総会 ①を報告
- 3 議会改革推進会議会長 → 代表者会議 ①を報告
- 4 代表者会議 (→ 議会改革推進会議役員会) → 政治倫理プロジェクト会議
①の了解
条例改正の指示 (プロジェクト会議で行う)
- 5 政治倫理プロジェクト会議 → 全協 議提条例を説明
- 6 政治倫理プロジェクト会議 → 代表者会議及び議運 議提条例を説明

【作業イメージ (想定)】

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
報告書			→				
条例改正案							
(要綱)							
逐条解説							

三重県議会議員の政治倫理に関する 条例

〔平成18年12月26日
三重県条例第84号〕

議会制民主主義の健全な発展は、我々議員に対する県民の揺るぎない信頼があって初めて成し遂げられるものである。

そのためには、県民の負託を受けた我々議員の高い倫理観と深い見識が不可欠である。

我々議員は、県民の厳粛な信託により、県民の代表として、県政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して、その使命の達成に努めなければならない。

ここに、本県議会は、県民に対して、議員の責務を明らかにし、議員の行為規範となる政治倫理規準等を定める政治倫理に関する条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、議員の責務と政治倫理規準を定めるとともに、議会の秩序と名誉を守り、県民の厳粛な信託にこたえ、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。

（責務）

第2条 議員は、県民の負託にこたえるため、絶えず県民全体の利益を擁護するよう行動しなければならない。

2 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚して、自らの行動を厳しく律するとともに、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

3 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。

（政治倫理規準）

第3条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の諸規定とともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。

- 一 議員は、議員の品位と名誉を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。
- 二 議員は、その権限や地位を利用して、自己や特定の者の利益を図ってはならないこと。
- 三 議員は、利益を得ることを目的として、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。
- 四 議員は、公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。
- 五 議員は、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。また、その資金管理団体に、同様の寄附を受けさせないこと。
- 六 議員は、国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（指定管理者を含む。）の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を及ぼすことにより公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。

（審査の請求）

第4条 議員は、前条各号に掲げる政治倫理規準に反する疑いがあると認めるときは、議員の定数の12分の1以上の議員の連署により議長に審査を請求することができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。

（審査会の設置）

第5条 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、これを審査するため、議会運営委員会に諮り、議会に三重県議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を速やかに設置する。

- 2 審査会は、委員11人以内で組織する。
- 3 委員は、議員のうちから議長が任命する。

- 4 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。
- 5 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(審査会の運営)

第6条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。

- 一 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 二 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可不同意のときは、委員長の決するところによる。
 - 三 審査会は、審査の請求をされた議員につき、第3条各号に掲げる政治倫理規準に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告等重要な勧告を内容とする審査結果を答申しようとするときは、出席委員の3分の2以上の多数による賛成を要するものとする。
 - 四 審査会は、審査のため必要があるときは、議員、優れた識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。
 - 五 審査の請求をされた議員は、審査会から出席の要請があった場合は、出席し、誠実に答える義務を負う。
 - 六 審査の請求をされた議員は、審査会に対し口頭又は文書により弁明することができる。
 - 七 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。
 - 八 審査会の会議は、原則として非公開とする。
 - 九 審査会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 審査会は、前項第3号に定める措置に至らなかった場合で、審査の請求をされた議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、政治倫理規準に反する事実が存在しない旨を議長に報告する等所要の措置を講ずるものとする。
 - 3 審査会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員長が審査会に諮って定める。

(議長への報告)

第7条 審査会の委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。

(審査の結果の通知及び公表)

第8条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して審査の結果を通知し、次条第1項に規定する意見書の提出の有無を確認の上、審査の結果を公表しなければならない。

(意見書の提出及び公表)

第9条 審査の請求をされた議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

(措置)

第10条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査会が必要と認める措置を講じることができる。

2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。